

財政福祉委員会 請願・陳情一覧

平成30年9月12日(水)

○ 病院局関係
(保留分)

平成30年請願第3号 社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消することを求める意見書提出に関する件 保

○ 健康福祉局関係
(新規分)

平成30年陳情第11号 「生活保護利用」との表記・表現等は今後も使用しないことを求める件 まきあく

(保留分)

平成28年請願第5号 介護保険制度の改善を求める件 保

平成29年請願第18号 国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件 保

平成28年請願第24号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する件 くき

平成29年請願第2号

介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出に関する件 保

平成29年請願第3号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤・交代制労働の改善を求める意見書提出に関する件 保

平成29年請願第9号

国民健康保険制度の都道府県単位化に関する意見書提出を求める件 保

平成30年請願第5号

食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃することを求める意見書提出に関する件

意見書提出の件

打ち切り

平成30年請願第3号

社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消することを求める意見書提出に関する件

請願者 中村区上石川町3丁目10番地
愛知県保険医協会
理事長 萩野高敏

要旨

社会保険診療は、社会政策的配慮から消費税法上非課税取扱いとされているが、医薬品等の仕入れや設備投資などには消費税が課せられている。その消費税分を患者から徴収することができないため、医療機関が最終消費者として、控除対象外消費税の負担を強いられている。負担の一部は、診療報酬・薬価等に上乗せする形で補填されているが、少くない額が損税として医療機関の経営を圧迫している。

当協会が、2017年10月に愛知県内の自治体病院に対して、控除対象外消費税に関する実態調査を実施したところ、2016年度に病院が負担した消費税の推計額は、回答があった21病院の単純平均で1億9200万円に上ることが明らかになった。

今後、消費税率が引き上げられれば、病院の負担はさらにふえ、病院運営に支障を來すおそれがある。自治体病院の経営の安定化を図ることは、地域医療、不採算医療、保健衛生行政を担う自治体にとって大変重要である。当協会は、社会保険診療にゼロ税率を適用することにより、控除対象外消費税を解消することを求めている。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 社会保険診療に関する控除対象外消費税を解消すること。

(参考)

平成30年5月15日 保留

平成30年陳情第11号

「生活保護利用」との表記・表現等は今後も使用しないことを求める件

陳情者 北海道旭川市大町2条17丁目576番地の5
杉尾正明

要旨

憲法第25条の理念に基づく生活保護法では、第2条に「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定されている。他の法令においても、公務員や議員に対する給与、歳費、報酬等については「支給する」、「受ける」と規定されており、また、個人住民税の非課税の範囲については「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫」、「生活扶助を受けている者」と規定されている。

理由は明らかではないが、生活保護法に基づく生活保護受給世帯について、生活保護利用世帯と表記すべきとの主張が報道や一部の書籍で見られるようになった。しかし、利用という表現が用いられるのは、役に立つように使うという場合のほかに、人を利用する、方便に使う、だしに使うという場合などもある。公的年金受給世帯や公的医療保険による医療を受ける世帯を、公的年金利用世帯や公的医療保険利用世帯ということは通常ない。

公的年金の受給権や公的医療保険による医療を受ける権利と同様に、生活保護の受給権が保障されているとの世論が強まっている。どんなに生活に困窮していても、生活保護を申請し受給決定されない限り、生活扶助や医療扶助は支給されず、生活や医療は保障されない。高額な国民健康保険料・保険税を負担できずに治療がおくれ重症化したり死亡したりする我が国最大の人権侵害の事例からも明らかであると考える。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 「生活保護受給」を「生活保護利用」とする表記・表現等には違和感があると考えるため、今後も使用しないこと。

平成28年請願第5号

介護保険制度の改善を求める件

請願者 千種区千代が丘5番 コミュニタス千代が丘S棟301号
中 村 直

要 旨

名古屋市の第6期介護保険料は、基準額月額が5894円で、飛島村、東栄町に次ぐ県下3番目の高額となった。介護報酬2.27%削減で、事業所廃止に追い込まれた事業者もある。

2015年4月から、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の者となった。加えて、8月からは、年収280万円以上の利用者の利用料負担が2割に引き上げられた。さらに、施設入所者の補足給付も、資産調査に基づいて、打ち切りが強行された。制度改悪によって、市民の負担増とサービス抑制が続く中にあって、市民の命と暮らしを守る防波堤として、自治体の役割はますます大きくなっている。

名古屋市では、2016年6月から、新しい総合事業への移行も始まる。市民の要求に応え、内容豊かなものになることが切望されている。

については、こうした状況を踏まえ、私たちは介護保険制度の改善を目指し、次の事項の実現をお願いする。

- 1 介護保険料及び利用料の独自の減免・減額制度をつくること。
- 2 特別養護老人ホームなど介護施設を増設し、待機者を早期解消すること。
- ~~3 要介護3以上の特別養護老人ホーム入所制限を撤回すること。~~
- 4 介護サービス利用希望者は、全て要介護認定を実施すること。また、要支援者の訪問介護・通所介護については、専門職による現行のサービス水準を維持すること。
- 5 介護職員が離職することができないよう、待遇を改善すること。
- 6 国庫負担を引き上げるよう国に要請すること。

(参 考)

平成28年4月25日	第1項、第2項、第4項～第6項 第3項 不採択	保 留
平成28年9月 6 日	第1項、第2項、第4項～第6項	保 留
平成29年4月26日	第1項、第2項、第4項～第6項	保 留
平成29年9月 8 日	第1項、第2項、第4項～第6項	保 留
平成30年5月15日	第1項、第2項、第4項～第6項	保 留

国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

請願者 熱田区明野町2番34号

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

代表者 三浦 孝明

要 旨

名古屋市は、国民健康保険料について2015年度から国の財政支援制度を活用し、保険料負担を緩和する努力をしてきた。しかし、それでもなお5大政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の中で、横浜市に次いで2番目に高い国民健康保険料である。さらなる国民健康保険料の引き下げのために、一般会計からの市独自の繰り入れを行う等の努力が必要である。

名古屋市は、国民健康保険料負担を軽減する独自の減免制度を設けているが、申請しないと適用されないために、特別軽減では該当する世帯の7割以上が減免されていない。また、子育て世代支援のためにも、子供からは国民健康保険料を取らない対応が必要である。

国民健康保険料が長期間未納になっている世帯に対して、資格証明書を発行する場合が多数あり、差し押さえがふえている現状は、改善が必要である。

介護保険料は2018年度に改定されるが、名古屋市の介護保険料は愛知県内でも高い水準である上に、介護保険料及び介護保険利用料では、愛知県内の多くの市町が設けている独自の減免制度が名古屋市はない。また、介護保険制度の見直しに当たっては、今までどおり要支援者がホームヘルプやデイサービスなどを受けられることや介護従事者の質の確保が必要である。

については、誰もが健康で生き生きと暮らせる制度の充実に向け、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料を大幅に引き下げる。
- 2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免する。
- 3 0歳の乳児から18歳までの子供は、均等割の対象としないこと。
- 4 ~~国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行や、無理な差し押さえはやめること。~~
- 5 後期高齢者医療制度の保険料の9割軽減などの軽減特例を継続するよう国に求めること。
- 6 介護保険料を引き下げ、介護保険料及び介護保険利用料の独自の減免制度を新設すること。
- 7 要支援者が今までどおり介護サービスを受けられるようにすること。

(参 考)

平成30年1月22日 第1項～第3項、第5項～第7項 保 留

第4項 不採択

平成30年5月15日 第1項～第3項、第5項～第7項 保 留

平成28年請願第24号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する件

請願者 西区押切二丁目1番27号 ロイヤルクレスト浅間町401号
・全日本年金者組合愛知県本部名古屋市内支部協議会
議長 渡邊義巳

要旨

厚生労働省は、名目手取り賃金変動率が2.3%上昇したことを受け、平成27年4月に、初めてマクロ経済スライドを適用し、マイナス0.9%のスライド調整率により、年金を本来の改定額から減額した。

今年は、物価変動率が0.8%上昇したにもかかわらず、名目手取り賃金変動率が0.2%下降したため、マクロ経済スライドの調整は適用されなかった。しかし、物価上昇に伴い、年金は実質低下となり、消費税の増税、物価の上昇、健康保険料・介護保険料の値上げ及び医療費の窓口負担の増加で、高齢者は、食生活さえも切り詰めなければならない状態に追い込まれている。

若者たちの中では、非正規労働者が約40%と大幅に増加し、年収200万円以下の生活を余儀なくされている者もいる。また、国民年金の未納付率は36%を超え、将来の生活設計すら立たない状況である。

政府・厚生労働省は、貧困化する国民生活を顧みず、マクロ経済スライドを確実に実施するために、前年度までの未調整分をキャリーオーバーさせる制度を導入し、今後、年金を30年間も切り下げ続けようとしている。その上、国民の貴重な財産である年金積立金の株式運用をふやし、この間、10兆円近い損失を出している。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心して生活できることを望み、まちづくりに貢献できることを願っている。

については、年金問題にかかわる私たちの切実な要求として、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国または政府関係省庁に提出されるようお願いする。

- 1 年金を毎年引き下げるマクロ経済スライドを廃止すること。
- 2 全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現すること。
- 3 年金の支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。
- 4 現行の年金積立金の株式運用を厳しく制限し、損失が生じた場合は、年度ごとに補填する制度を確立すること。

(参考)

平成29年2月8日	第1項及び第4項	不採択
	第2項及び第3項	保留
平成29年4月26日	第2項及び第3項	保留
平成29年9月8日	第2項及び第3項	保留
平成30年5月15日	第2項及び第3項	保留

平成29年請願第2号

介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書提出に関する件

請願者 天白区篠原町1706番地
愛知県医療介護福祉労働組合連合会
副委員長 西 尾 美沙子

要旨

介護現場では、2015年4月の介護報酬改定で、ほぼ全ての介護サービス事業所で基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業所の経営状態は深刻となっている。愛知県は、介護労働者の有効求人倍率が4倍と東京に次いで高く、どの施設も介護労働者が不足し、人材確保に苦慮している。

国は、2015年4月の介護報酬改定で、介護職員処遇改善加算の改定を行ったが、基本報酬の引き下げの影響で、介護職員の増給が不十分であることから、2017年4月にも1万円程度の増給を検討することが報じられている。

介護労働者の人材不足の一番の要因は、全産業の平均賃金より月額9万円から10万円も低い賃金にあり、収入源である介護報酬が現行のままでは、介護サービス事業所の努力に限界がある。国は、少なくとも全産業の平均給与水準を目指して、介護労働者の低賃金を一刻も早く改善することが求められている。

他の産業との人材獲得競争が激しい愛知県の介護人材は、団塊世代が75歳以上となる2025年までに、2万4000人不足すると想定されており、県は、2016年9月の補正予算で、福祉・介護人材確保対策費を計上し、高齢者等の人材バンクの創設など新たな試みを始めたところである。

介護現場は、年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できないという実態が横行しており、人員配置基準を引き上げ、16時間以上に及ぶ長時間での1人体制の夜勤の改善など、労働環境の改善を図ることは、離職防止を進める上で、極めて重要な課題となっている。

国は、将来を担う介護職員が定着して働き続けられるよう、介護労働者の処遇改善と人員配置基準の引き上げを一刻も早く実施することが求められている。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善し、1人体制の夜勤を解消すること。
- 3 介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること並びに介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること及び夜間の人員配置を改善し、1人体制の夜勤を解消することの実現を図るために、介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用を国費で賄うこと。

(参考)

平成29年4月26日 保留
平成29年9月8日 保留
平成30年5月15日 保留

平成29年請願第3号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤・交代制労働の改善を求める意見書提出に関する件

請願者 天白区笠原町1706番地
愛知県医療介護福祉労働組合連合会
副委員長 西 尾 美沙子

要 旨

2014年10月に施行された改正医療法では、医療従事者の勤務環境改善に関する規定が明記され、都道府県の役割として、医療機関の勤務環境改善のための相談、情報提供、助言、調査、啓発活動等の支援と、その拠点となる医療勤務環境改善支援センターの設置が努力義務とされた。愛知県は、2016年2月に愛知県医療勤務環境改善支援センターを設置し、愛知労働局と一体となった医療従事者の勤務環境改善に向けた取り組みが始まったところである。

愛知県は、2015年10月に、県内の病院で働く看護職員4991人を対象に、看護職員の就業継続に関する意識調査を行い、3192人から回答を得た。その中で、この1年の間に離職を考えたことがあるかとの問い合わせ、「ある」と答えた看護職員は50.2%に上り、勤務年数10年以上15年未満の看護職員で、離職を考えたと答えた人は58.8%を占めた。離職を考えた理由は、「給与に不満がある」と答えた人が最も多く58.1%、「看護研究や委員会が負担」と答えた人が52.5%、「責任が重い」と答えた人が48.8%、精神的な健康面が不安と答えた人が48.7%、身体的な健康面が不安と答えた人が44.9%、有給休暇がとれないと答えた人が44.7%、医療事故が不安と答えた人が44.6%と上位を占め、安全・安心の医療を提供するために、過重な働き方を改善するための対策強化が一刻も早く求められていることが明らかとなつた。

2014年7月に、愛知県議会は、看護職員の確保対策の充実についての意見書を国に提出したところではあるが、2025年超高齢化社会が訪れるもと、愛知県内の医師・看護師不足は、依然として深刻な状態にある。よって、国には、医療従事者の定着に向け、離職の大きな要因となっている夜勤・交代制労働を改善するための規制を設けることが強く求められている。また、介護施設においては、16時間以上に及ぶ長時間での1人体制の夜勤が圧倒的に多く、夜勤労働の苛酷さから、介護職員の離職率は16.5%と高どまりとなっている。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 医師・看護師・医療技術職員・介護職員などの夜勤・交代制労働における労働環境を改善すること。
 - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバルの確保や夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤・交代制労働者の労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設などにおける1人体制の夜勤を早期に解消すること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職員・介護職員を増員すること。

(参 考)

平成29年4月26日 保 留
平成29年9月8日 保 留
平成30年5月15日 保 留

平成29年請願第9号

国民健康保険制度の都道府県単位化に関する意見書提出を求める件

請願者 港区港栄一丁目11番17号
愛知県社会保障推進協議会
事務局長 小松民子

要旨

国民健康保険制度は、2018年4月から、財政運営の責任を負う主体を都道府県としつつ、運営に関する業務は、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う仕組みに移行する。

国民健康保険料や市独自の国民健康保険料減免制度はどうなるのかなど、市町村における国民健康保険制度の今後の運営のあり方は、被保険者にとって大変重要な問題である。

愛知県は、市町村と協議しながら、さまざまな準備を進めている。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 ~~国民健康保険の事業費納付金及び標準保険料率の仮算定・本算定に関する情報を、一刻も早く公表すること。~~
- 2 2018年度以降も、国民健康保険料・保険税を上げることなく、払える国民健康保険料・保険税にするために、十分な保険者支援を行うこと。
- 3 一般会計からの法定外繰入や国民健康保険料の決定などに関して、名古屋市の判断と自主性を尊重すること。
- 4 ~~準備が整わないままの、拙速な国民健康保険制度の都道府県単位化は実施せず、延期することも検討すること。~~

(参考)

平成29年9月8日 第1項～第3項 保 留

第4項 不採択

平成30年5月15日 第1項 審査打切（既に事業費納付金等に関する情報は公表されているため）

第2項及び第3項 保 留

平成30年請願第5号

食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃することを求める意見書提出に関する件

請願者 昭和区檀渓通5丁目28番地 メイツ石川橋202号
名古屋市民議会
代表 近藤 靖治

要旨

米・麦・大豆のような基礎食料は人の命の源であるため、これらの種子は主要農作物種子法に基づき国が予算措置を行い、都道府県が優良な品種を開発し、安く安定的に農家に供給されてきたが、その法律が廃止されることになった。しかし、情報がほとんどないために、多くの市民はこのことを知らない。この法律が廃止されると、将来的には、日本の風土に合った食物を日本の国土で生産することができなくなる。種子というものは自然の中にあったものであり、人間とのかかわりでいえば、どんなに新しい品種も、そのもとになる種子は数万年の歴史の中で先人たちが積み重ねてきた改良のたまものである。本来は公のものであり誰のものでもない種子を、特定の誰かが所有していいのだろうか。人が生きていくために必要な食べ物の種子が、一部の企業に独占されるのを許してしまうことを懸念する。主要農作物種子法は日本国民を守るための国内法だが、それを廃止する法律は、遺伝子組み換え事業を世界に展開している多国籍企業の名をとて、モンサント法とも言われている。

在来の多様な種子を守るために、消費者、生産者及び市民の生活を守る名古屋市行政による強固なネットワークを形成し、この法律を撤廃する方法はある。過去に、グローバル種子企業が日本のある県の農業試験場と遺伝子組み換えの米の共同開発・商品化を試みたが、58万筆もの反対署名が集まることで断念した経緯があるからである。また、名古屋市会が先頭に立って、行政と市民が情報を共有し、自治体が自治を堅持することで市民の生存権、基本的人権を守り抜くことができる。名古屋市が市民と一緒に声を上げれば、メディアを通して大きな世論をつくれると思う。水道の民営化と同様に、主要農作物種子法の廃止は、地方自治のじゅうりんにほかならない。市民の生きる権利や食の安定供給、すなわち食の安全保障を守り抜くために、主要農作物種子法を廃止する法律の撤廃を強く求めていく必要がある。

生あるものが生きていくための根本である、食の安全を脅かす主要農作物種子法を廃止する法律は、2018年4月から施行される。愛知県、名古屋市の生産者のみならず、消費者の生存が守られることは、国民の最低限の権利である。市民が安心して暮らせるように、食の安全を地方自治の軸に位置づけ、主要農作物である米・麦・大豆について、これまでのように在来種を保護する政策を廃止しないことを求める。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府に提出されるようお願いする。

1 食の安全を守るために、主要農作物種子法の廃止を撤廃すること。

(参考)

平成30年5月15日 保 留